

## 省エネ性能ラベル等作成プログラム（自己評価）に関するQ&A

本Q&Aにおいては、次のような略語を使用しております。

法：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）

告示：建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他

建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）

ガイドライン：建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン

最終更新日：2024.3.18

1.表示制度等に関すること		
No.	質問	回答
1	建築物の省エネ性能表示制度について概要が分かる資料等がありますか。	次のリンクをご参照ください。 ▽国土交通省HP_特設サイト <a href="https://www.mlit.go.jp/shoene-label/">https://www.mlit.go.jp/shoene-label/</a>
2	省エネ性能ラベルに表示される一次エネエネルギー消費量の多段階評価及び住宅部分の外皮性能（断熱性能）の多段階評価の考え方についてはどこで確認できますか。	次のリンクの資料をご確認ください。 ▽建築物省エネ法に基づく建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度ガイドライン（P15_3.遵守すべき事項～） <a href="https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/guideline_honpen.pdf">https://www.mlit.go.jp/shoene-label/images/guideline_honpen.pdf</a>
3	自己評価ラベル・評価書作成をするにあたり、必要な資格等はあるのでしょうか。	自己評価ラベル・評価書の作成にあたっては、評価結果に対して責任を持てる建築士等の資格者において評価・作成されていることが基本となります。

4	<p>自己評価以外で、省エネ性能ラベル等を作成する方法はありますか。</p>	<p>第三者評価機関が建築物の省エネ性能を評価する「第三者評価」があります。</p> <p>既存の第三者評価制度としては、BELSがあります。</p>
5	<p>共同住宅の省エネ性能の評価をするにあたり、共用部分は必ず含める必要があるのでしょうか。</p>	<p>共用部分については、含める・含めないの選択が可能です。</p> <p>ただし、第三者評価におけるZEH-Mマークの評価においては、共用部分は必ず含める必要があります。</p>
6	<p>太陽光発電設備で発電した電力を売電する場合でも、エネルギー消費性能に考慮することはできるのでしょうか。</p>	<p>住宅については、余剰売電であれば考慮することが可能ですが、エネルギー消費性能の多段階表示（星の表示）には、自家消費分のみが反映されます。非住宅で売電を行う場合は、エネルギー消費性能に考慮することはできません。</p> <p>なお、上記のとおり、売電分については星の表示はされませんが、評価書において、売電分込みの一次エネルギー消費量の削減率を表示することは可能です（全量売電の場合は除く）。</p>
7	<p>管理事業者等が太陽光発電による電力の自家消費、余剰売電等を一括管理する場合など、住戸毎の自家消費量等が不明である場合、太陽光発電による発電はどのように扱われるのでしょうか。</p>	<p>目安光熱費を表示する場合には、各住戸には太陽光発電の自家消費が無いものとして、省エネ性能の評価及び目安光熱費の算出を行うこととなります。</p>

2.プログラムの入力に関すること		
No.	質問	回答
1	<p><b>【発行】</b> ラベルのみを取得したい場合であっても、入力項目全てを入力する必要があるのでしょうか。</p>	<p>ラベルの作成に必要な情報（必須項目）のみを入力いただければ作成可能です。なお、任意項目（表示する内容によっては必須項目となるものがございます。）については評価書に記載される情報となります。任意項目の入力が無い場合、その項目は空欄となります。</p>
2	<p><b>【エネルギー消費性能】</b> 住宅に太陽光発電設備を設置する場合でも、一次エネルギー消費性能の多段階表示を「4段階表示」とすることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。この場合、太陽光発電分（自家消費分）の星表示を行うことはできません。</p>
3	<p><b>【エネルギー消費性能】</b> 住宅において、一次エネルギー消費性能の多段階表示を、6段階表示とすることができる再エネ設備は、太陽光発電設備のみでしょうか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>
4	<p><b>【エネルギー消費性能】</b> 一次エネルギー消費量の評価手法に「仕様基準」又は「誘導仕様基準」を用いた場合であっても、太陽光発電設備を設置していれば、エネルギー消費性能の多段階表示を6段階表示とすることは可能でしょうか。</p>	<p>できません。 一次エネルギー消費量の評価手法が「仕様基準」又は「誘導仕様基準」の場合、エネルギー消費性能の多段階表示は4段階表示のみとなります。</p>

5	<p><b>【再エネ利用設備】</b> 再エネ利用設備の有無において有を選択した場合、再エネ利用設備の種類は選択する必要があるのでしょうか。</p>	<p>必ず選択する必要があります。</p>
6	<p><b>【再エネ利用設備】</b> 再エネ利用設備には何がありますでしょうか。</p>	<p>主な種類は次に示すものとなります。 ①太陽光発電設備、②太陽熱利用設備、③その他</p> <p>併せて、法第67条の2第1項、同法施行規則第80条の2第1・2項をご確認ください。</p>
7	<p><b>【目安光熱費】</b> 目安光熱費の表示を希望した場合、ガス設備の種類は選択する必要があるのでしょうか。</p>	<p>必ず選択する必要があります。</p>
8	<p><b>【目安光熱費】</b> 仕様がオール電化である住宅の目安光熱費の表示を希望する場合、「ガス設備の選択」はどれを選択すればよろしいでしょうか。</p>	<p>「都市ガス」を選択してください。</p>
9	<p><b>【WEBプログラムのアップロード】</b> 既に公開が終了したバージョンのWEBプログラム計算結果を使用することはできますか。</p>	<p>Webプログラム計算結果は、公開されている最新のバージョンのものをご使用ください。</p>

3.表示に関すること		
<p>本項目においては、次のような略語を使用しております。</p> <p>住宅（住戸）：一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の事項            住棟：共同住宅の住棟の事項</p> <p>共通：住宅（住戸）、住棟、非住宅で共通の事項</p>		
No.	質問	回答
1	<p><b>【共通】</b>            ラベル等に記載される評価日はいつの日付が記載されるのでしょうか。</p>	<p>自己評価作成プログラムでは、次のルールで評価日を記載しております。</p> <p>1) WEBプログラム計算結果（PDF）をアップロードする場合            ⇒WEBプログラム計算結果の算定時の日付</p> <p>なお、アップロードするWEBプログラム計算結果が複数あり、それぞれ算定日が異なる場合は、アップロードしたWEBプログラム計算結果（PDF）の中で、最新の日付が評価日となります。</p> <p>2) 仕様基準・誘導仕様基準を用いる場合            ⇒省エネ性能ラベル等作成プログラム（自己評価）にて、ラベル・評価書交付時の日付</p>

2	<p><b>【共通】</b> 目安光熱費の表示が行えるのは一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸のみでしょうか。</p>	<p>一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸のみとなります。 共同住宅の住棟、非住宅では表示できません。 また、評価手法が仕様基準 又は 誘導仕様基準の場合も表示できません。</p>
3	<p><b>【共通】</b> 作成した省エネラベルの右下に表示される文字列はなんでしょうか。</p>	<p>WEBプログラム計算結果に付与されるIDを表示しております。なお、当該IDが表示されるのは、Ver3.6.0以降のWEBプログラム計算結果を用いた場合になります。</p>
4	<p><b>【住宅（住戸）・住棟】</b> 評価手法において「仕様基準」又は「誘導仕様基準」を用いた場合、エネルギー消費性能及び断熱性能の多段階表示はどのようになるでしょうか。</p>	<p>次の表示となります。 「仕様基準」の場合： 一次エネルギー消費性能「☆1 (BEI=1.0)」、断熱性能「△4」 「誘導仕様基準」の場合： 一次エネルギー消費性能「☆3 (BEI=0.8)」、断熱性能「△5」</p>
5	<p><b>【住棟】</b> 複数住戸ある場合、<math>U_A</math>値、<math>\eta_{AC}</math>値はどのように表示されるのでしょうか。</p>	<p>最も性能値が低い住戸の値が表示されます。 なお、エネルギー消費性能に関しては、全住戸（共用部分も対象とする場合は共用部分も含む）を合算した結果が表示されます。</p>
6	<p><b>【非住宅】</b> 基準の達成状況_大規模非住宅の基準の項目が、空欄（「-」）表示となっているのはなぜでしょうか。</p>	<p>Ver3.6.0よりも前のWEBプログラム計算結果を用いた場合、計算結果に当該情報が無いため、「-」表示となります。</p>

7	<p><b>【非住宅】</b> 一次エネルギー消費量の誘導基準を達成した、WEBプログラム計算結果（標準入力法）を用いたのですが、評価書の誘導基準の判定が非達成となっているのはなぜでしょうか。</p>	<p>誘導基準を達成とするには、一次エネルギー消費量と断熱性能（BPI）両方の基準を満たす必要があります。 また、PAL*が記載されていないWEBプログラム計算結果を用いた場合は、誘導基準は非達成と表示されます。 については、PAL*が記載されたWEBプログラム計算結果をご使用ください。</p>
8	<p><b>【非住宅】</b> 複数用途（4用途以上）がある物件において、評価書の用途欄には3用途しか表示されていないのですが、なぜでしょうか。</p>	<p>評価書の用途欄に記載されるのは、3用途までとなります。 4用途以上ある場合は、面積が大きい3用途が表示されます。 なお、4つ目以降の用途の表示を希望される場合は、備考欄へご記載をお願いします。</p>
4.その他		
No.	質問	回答
1	<p>ラベル・評価書にZEB・ZEHマークを表示することができるのは、第三者評価（BELS）のみなのでしょうか。</p>	<p>貴見の通りです。</p>

2	自己評価ラベル・評価書作成に必要となる、WEBプログラム計算結果（PDF）はどこで取得できますか。	次のリンクより作成いただけます。 ▽住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム <a href="https://house.lowenergy.jp/program">https://house.lowenergy.jp/program</a> ▽非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム <a href="https://building.lowenergy.jp/">https://building.lowenergy.jp/</a>
3	自己評価ラベル・評価書を作成するには、WEBプログラム計算結果（PDF）が必須なのでしょうか。	評価手法において、「仕様基準」又は「誘導仕様基準」を採用する場合は、WEBプログラム計算結果（PDF）は必要ありません。
4	省エネ性能ラベル等作成プログラム（自己評価）には、入力内容等を保存する機能はありますか。	保存機能はありません。